

## 主な対応一覧（第74回景観まちづくり審議会以降）

| 番号 | 意見  | 対応   | 頁               |
|----|---|--|-----------------|
| 1  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>目次のヒエラルキーについて、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」は、新宿区景観形成ガイドラインのひとつで、「エリア別景観形成ガイドライン」などと同じ階層ではないか。目次の表現を揃えた方が良い。 | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」について、他の景観形成ガイドラインにあわせて文字サイズを揃え、レイアウトを調整します。                         | 目次              |
| 2  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>超高層ビルの定義を記載した方が良いのではないかと。   | 定義については、P.266の超高層ビルの景観形成ガイドラインに記載します。  | P.12<br>P.266   |
| 3  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>2-2飯田橋・大曲エリアの景観形成の目標「都心にふさわしい快適で落ち着いたまちなみへ」という文言がわかりづらいのではないかと。                                     | 具体的な方策の内容と整合を図り、「都心にふさわしい快適で風格のあるまちなみへ」と修正します。   | P.111           |
| 4  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>P.121の景観形成の目標では文字と背景の色が類似して読みづらくなっている。  | P.121の景観形成の目標については、背景の色を調整し文字を見やすくします。また、カラーユニバーサルデザインの観点から、エリア別景観形成ガイドラインのイラストの修正を行います。 | P.121<br>P.119他 |
| 5  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>公共空間のガイドラインについて、道路空間をどう使うかということがあまり書かれていない。   | 道路との連続性への配慮について、具体的方策に追記します。   | P.274<br>P.275  |
| 6  | 第74回<br>景観まちづくり審議会<br>屋外広告物に関する景観形成ガイドラインでは京都における色彩を抑えた駐車場看板の事例が掲載されている。京都の事例は違和感があるので、新宿区の事例はないのか。                       | できるだけ身近な事例となるように写真を差し替えます。   | P.315<br>P.323  |

主な対応一覧（第74回景観まちづくり審議会以降）

| 番号 | 意見             |   | 対応  | 頁              |
|----|----------------|---|---|----------------|
| 7  | 第210回都市計画審議会   | みどりについて、景観の面でみどりの保全という視点が重要だと思う。                                    | 基本方針の視点3「水とみどりを活かす」を修正し、みどりに関する考え方がより分かりやすい表現に修正します。あわせて、みどりの景観形成ガイドラインについてもより分かりやすい表現に修正します。 | P.11<br>P.262  |
| 8  | 第210回都市計画審議会   | デジタルサイネージについて、音や光など景観に与える影響が大きいため十分に検討してほしい。                        | デジタルサイネージについては、これまで景観計画検討小委員会等で検討を行ってきましたが、自主審査基準に関する記述を一番上に掲載することで、より内容がわかりやすくなるように修正します。    | P.305          |
| 9  | パブリック・コメントへの対応 | 粹なまち神楽坂地区の景観形成方針として、屋外広告物の景観誘導の方針を記載してほしい。                          | 平成31年に策定した屋外広告物に関する地区別ガイドライン（神楽坂地区）を踏まえ、本地区の景観形成方針に屋外広告物に関する記述を追加します。                         | P.41           |
| 10 | パブリック・コメントへの対応 | 届出対象規模に満たない規模であっても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿って建築計画を行うようにとの文章を追加してほしい。 | 届出対象ではない建築物についても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに示す方針等を踏まえて計画してもらいたい旨を追記します。                            | P.67           |
| 11 | 事務局による修正       | —   | 「地域貢献につながるデジタルサイネージ」について、電力ひっ迫時における対応について追記します。   | P.327          |
| 12 | 事務局による修正       | —   | 新宿駅直近地区地区計画を踏まえて、以下の具体的方策を追加します。<br>「新宿駅直近では、新たな拠点にふさわしい形態意匠とする」                              | P.266          |
| 13 | 事務局による修正       | —   | 区全域屋外広告物ガイドラインについて、第2章内で順序を入れ替え、タイトルを見直します。   | P300~<br>P.328 |